

# 「お泊まりデイ」で分かるケアの本気度

厚労省は8月23日の社会保障審議会介護保険部会に「お泊まりデイ」を提案した。秀逸なネーミングもあって、介護保険事業者に喧々譁々の議論を呼んでいる。

利用者は1割負担となりよりに安く使える。小規模多機能居宅介護が宅老所機能を握りあげて制度化されたのと同じ様に、再び、宅老所の良さが評価されたものとみえていだろう。

厚労省の説明では、現行のデイサービスが在宅介護者の急な残業勤務や長い就業時間に対応していない。ショートステイも緊急時の要望に応えられないため、介護者の介護負担が大きい。そこで、通い慣れたデイサービスで宿泊できれば、利用者は安心して、また介護者にもレスパイト（休息）になる。10時間未満のデイサービスを時間延長して対応させようというものである。

この新サービスは画期的な施策だ。多くの宅老所ですでに「デイ十自主事業の泊まり」を実現している。泊まりが制度化されれば、

## 第4回 点検 介護保険

全国の自治体の中には、独自の利用者の中には、独居者や深夜まで家族が帰宅できない高齢者も多く、夕食提供や宿泊を誘えば喜んで応じるであろう。だが、社団法人はそんな声かけすらしない。「定款がない」「夜勤者がいない」「リスクが大きい」と弁解が聞かれるだけだ。

企業運営のデイ事業者も泊まりを実現させている。泊まりはダメ」とローカルルールを行使するところがあり、制度化されればそんな強権発動は消える。制度内外での「泊まり」が出来れば宅老所が各地に広がるだろう。

「デイ十泊まり」の発想がない社会福祉法人にも反

は長期泊まりもあり、宅老

所の原初形態に近い。泊まりへの要望は確実にある。「在宅重視」の看板を支えるには家族へのレスパイトケアが必要。「月に4、5回でも預ってもらえれば、また頑張ろうという気になる」と言う在宅介護者の声をよく聞く。特養待機者が列を成している現在、泊まりを受け入れてくれる事業所の普及が切望されている。そうした「困った状況」に悩んでいるのは、小さなNPO法人や企業だけの主役を自認する社団法人の「サポーターシュエ」が、厚労省の提案で明るみに出たと言っている。

併せて、本来の泊まりサービスのショートステイの不足を解消させねばならない。デイの事業者が2万5千なのに、ショートは8千に達しない。特養併設でない地域での単独ショートステイが、規制のため広がらないからだ。「20床が必要」

# 「在宅重視」には泊まりサービスが必須

の規制撤廃か、基準該当によるショート開設を市町村が真正面から取り組むべきだろう。基準該当ショートが富山、長野両県に集中しているのはおかしなことだ。20の府県に全くなく、10の都県に1ヶ所しかない。

1971年、慶応義塾大学経済学部卒業後に、日本経済新聞社に入社。流通企業、サービス産業、ファッシュビジネスなどを担当。1987年11月に「日経トレンドエイ」を創刊、初代編集長。1998年から編集委員。主な著書に「あなたが始めるケア付き住宅―新制度を活用したニュー介護ビジネス(雲母書房)、「これこそ欲しい介護サービス」(日本経済新聞社)などがある。



日本経済新聞編集委員 浅川 澄一